

北上市告示甲第4号

北上市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業要綱（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）。以下「国要綱」という。）に基づき、出産を迎える妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、出産及び子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(給付金の種類等)

第2 給付金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 出産応援ギフト 第3の支給対象者の妊娠1回につき5万円
- (2) 子育て応援ギフト 第4の対象児童1人につき5万円

(出産応援ギフトの支給対象者)

第3 出産応援ギフトの支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第5の規定による申請時点で市内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和5年2月1日（以下「事業開始日」という。）以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）
- (2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までに出生した児童の母又は妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において国要綱に基づく出産応援ギフトの給付を受けた場合は、当該支給の対象となった妊娠については支給の対象としないものとする。

(子育て応援ギフトの支給対象者)

第4 子育て応援ギフトの支給の対象となる者（以下「支給養育者」という。）は、第5の規定による申請時点で市内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する児童（当該申請時点において、日本国内に住所を有するものに限る。）（以下

「対象児童」という。)を養育するものとする。

(1) 事業開始日以降に出生した児童

(2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までに出生した児童

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、子育て応援ギフトは支給しないものとする。

(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

3 同一の対象児童に係る支給養育者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給されたときは、当該対象児童に係る子育て応援ギフトは、他の支給養育者に支給しないものとする。

4 他の市町村において国要綱に基づく子育て応援ギフトの対象児童として支給を受けた場合には、当該対象児童については支給の対象としないものとする。

(申請)

第5 給付金を受給しようとする者(以下「申請者」という。)は、出産応援ギフトにあつては北上市出産応援ギフト支給申請書兼請求書(様式第1号)、子育て応援ギフトにあつては北上市子育て応援ギフト支給申請書兼請求書(様式第2号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。この場合において、代理人が申請するときは、当該申請書に加え、申請に係る支給対象者又は支給養育者からの委任状及び当該代理人の公的身分を証する証明書の写しを提出するものとする。

2 前項の規定による申請の受付期間は、次のとおりとする。ただし、受付期間内に申請できない正当な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

給付金の種類	申請者の該当区分	受付期間
出産応援ギフト	第3第1項第1号	妊娠の届出をした日から出生する日の前日まで
	第3第1項第2号	令和5年2月1日から同年4月30日まで
子育て応援ギフト	第4第1項第1号	出生した日から4か月を経過する日まで
	第4第1項第2号	令和5年2月1日から同年4月30日まで

(支給要件)

第6 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトは、それぞれの申請において支給対象者又は支給養育者(申請者以外の者を含む。次項において同じ。)が面談等(妊娠の届出時又は出生後に市が実施する面談等をいう。)を受け、市長が別に定める健康状態等に関する調査票を提出し、及び市及び関係機関等が把握した情報について、相互に確認及び共有をすることについて同意している場合に限り、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者又は支給養育者が次に掲げる者に該当する場合には、給付金を支給することができるものとする。

(1) 第3第1項第2号又は第4第1項第2号に該当する者

(2) 流産又は死産した支給対象者

(3) 対象児童が死亡した支給養育者

(支給決定等)

第7 市長は、第5の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の支給を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により支給を決定したときは、当該決定をした日に申請した者から給付金の請求があったものとみなし、給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(支給方法)

第8 給付金の支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第9 市長が第7第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の記入の誤り又は第8第1項の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責に帰すべき事由により支給決定をした日から6か月までに支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

北上市出産応援ギフト支給申請書兼請求書

北上市長 様

申請者氏名

生年月日

住所

妊娠届出日

1 申請額・請求額

2 受取方法

3 誓約・同意事項

様式第2号（第5関係）

北上市子育て応援ギフト支給申請書兼請求書

北上市長 様

申請者氏名

生年月日

住所

子の誕生日

1 申請額・請求額

2 受取方法

3 誓約・同意事項